

**平成 2 2 年度**

**第 1 回杉並区まちづくり景観審議会  
議 事 録**

**平成 2 2 年 8 月 5 日 (木)**

議 事 録

会議名		平成22年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成22(2010)年8月5日(木) 午後2時~午後3時53分
出席者	委員	高見澤、倉田、鈴木、河野、日置、荒井、田邊、大倉、樋口、松本
	説明者(区)	都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長、 都市計画課長、まちづくり推進課長、鉄道立体担当課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成22年度第1回杉並区まちづくり景観審議会次第</li> <li>2 配布資料一覧</li> <li>3 杉並区みどりの基本計画 (総合資料6)</li> <li>4 「まちづくり上井草」の協議会認定について (まちづくり景観審議会資料1)</li> <li>5 「上北沢駅周辺地区まちづくり協議会」の協議会認定について (まちづくり景観審議会資料2)</li> <li>6 下高井戸駅周辺地区まちづくり構想について (まちづくり景観審議会資料3)</li> <li>7 第10回杉並「まち」デザイン賞の表彰について (まちづくり景観審議会資料4)</li> <li>8 杉並区景観計画について (まちづくり景観審議会資料5)</li> <li>9 杉並区まちづくり景観審議会土地利用専門部会及び景観専門部会の調査審議の経過及び結果 (まちづくり景観審議会資料6)</li> </ol>
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「上北沢駅周辺地区まちづくり協議会」の協議会認定について</li> <li>② 「まちづくり上井草」の協議会認定について</li> <li>③ 下高井戸駅周辺地区まちづくり構想について</li> <li>④ 第10回杉並「まち」デザイン賞の表彰について</li> </ol> </li> <li>2 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 杉並区景観計画について</li> <li>② 杉並区まちづくり景観審議会土地利用専門部会及び景観専門部会の調査審議の経過及び結果</li> </ol> </li> </ol>

## 平成 22 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それでは、定刻になりましたので、平成 22 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いしたいと思います。

本日の杉並区まちづくり景観審議会につきましては、10 名の委員の方全てにご出席をいただいております。したがって、平成 22 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立をしております。

なお、本日、〇〇委員が初めてご出席をいただきました。恐れ入りますが、一言ごあいさつをお願いいたします。

〇〇委員 〇〇大学の〇〇と申します。専門は造園科学、文化的景観の保存の研究などしております。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 どうぞよろしくお願いいたします。

では、会長、お願いします。

会 長 それでは、ただいまから平成 22 年度の第 1 回になりますけれども、杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。

今日は、傍聴の方はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 本日、〇〇様 1 名の傍聴がごございます。

会 長 わかりました。もうお入りいただいておりますね。

まちづくり推進課長 はい。加えて、カメラ撮影のご申請が 1 件出てごございます。〇〇様からカメラの撮影をしたいということで、申請が出ております。

会 長 これは、過去、特に支障がない限りは基本的には結構であるという方針でいくという議論をたしかいたしましたですね。それでは、よろしゅうございますね。

まちづくり推進課長 はい。

会 長 どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局のほうから議題の宣言をお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、本日の議題でございますが、市街地整備型まちづくり協議会の認定、テーマ型まちづくり協議会の認定につきまして、そして、まちづくり構想についての審議及び第 10 回杉並「まち」デザイン賞の表彰についての意見聴取でございます。

杉並区まちづくり条例第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 3 項、杉並区景観条例第 27 条第 3 項及び杉並区まちづくり景観審議会条例第 2 条

第1項第1号及び第2号に基づき区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第5条第2項、第6条第2項に基づきまして、杉並区景観計画と杉並区まちづくり景観審議会土地利用専門部会及び景観専門部会の調査審議経過及び結果の報告を行わせていただきます。

なお、資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」の内容となっております。次第の裏側に記載をしております。説明に入らせていただく前に、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、本日、杉並区みどりの基本計画を平成22年7月に改訂いたしました。最新のものをご用意いたしましたので、こちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。なお、こちらにつきましては、昨年、「総合資料6」ということで配らせていただいたものの最新版の差しかえということになります。

私のほうからは以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

議題、資料、たくさんございますけれども、もし途中でちょっと手元にないというのがあったら、また指示をお願いいたします。

それでは、最初の審議案件が上北沢からでございますね。上北沢まちづくり協議会の協議会認定ということでもあります。

なお、今日の資料の中に、委員の皆様には事前送付だったと思っておりますけれども、会員の名簿が中に1枚あったように思います。傍聴の方には申しわけありませんが、個人情報ということがあるので、そこだけ削除されておりますけれども、ほかは全く同一のものを配らせていただいております。

それでは、担当のほうからまずご説明をお願いいたします。

まちづくり推進課長 では、私のほうからまずご説明させていただきます。

「上北沢駅周辺地区まちづくり協議会」の認定の申請が提出されております。これに伴いまして、区長から諮問をされておりますので、ご審議をお願いしたいと存じます。

申請書類につきましては、資料2でございます。1より前に審議をさせていただきます。恐れ入りますが、資料2のほうをご覧いただければと思います。

資料2のとおり、杉並区まちづくり条例施行規則第8条に規定されています要件をすべて満たしているものでございます。また、同まちづくり条例施行規則第7条にあります市街地整備型まちづくり協議会の要件につきましても、事務局において要件を満たしていることを確認をしております。

なお、活動区域の面積でございますが、杉並区と世田谷区の隣接の地域でございます。杉並区の区域は約5ヘクタールでございます。一方、世田谷区側は約35ヘクタールというエリアでございます。また、参考までにエリアの人口でございますが、約1,260人ということになってございます。内容につきましては、申請の方から今日おいでいただいておりますので、ご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

申請者に来ていただいておりますので、直接状況をまずご説明いたします。よろしくお願いいたします。

申請者

下高井戸1丁目から参りました〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

「上北沢駅周辺地区まちづくり協議会」の活動について説明いたします。協議会の活動の概要については、申請書に記したとおりです。重複する事柄もありますが、協議会を立ち上げた経緯も含めて説明いたします。

活動の始まりは平成19年12月、世田谷区の上北沢駅周辺の有志により勉強会が発足し、世田谷区のまちづくり基礎調査や京王線アンケート結果の説明を受け、活動を開始しました。活動は概ね月に1回の割合で開催し、その間、他地区の状況や勉強会の区域等を検討しました。

平成20年5月、勉強会を発展的に解消し、地域の皆さんやまちづくりコンサルタントとともに検討するため、懇談会組織を立ち上げました。懇談会活動も月に1回のペースで実施し、地域内のまち歩きや京王線連立事業の学習会も実施しました。まちづくりを検討する上で、活動団体を協議会としてもっと広く地域の方々に参加いただき、本格的な検討を行う組織の必要性が論じられました。このころから、隣接する杉並区民の住民も一体となってまちづくりを検討することが必要とのことから、懇談会への参画を打診され、平成21年5月からオブザーバーとして参加してまいりました。オブザーバーとしては2名が参加してきました。

懇談会は平成21年6月まで月1回開催し、協議会の設立準備を進め、平成21年7月15日、設立総会を開催し、議決事項の承認を得て、正式に協議会として発足しました。協議会発足後も、月1回の協議会でまちづくり

の検討を行い、協議会の運営についても協議会の前後で打ち合わせをしています。先進地区の事例研究や先行している協議会の活動を参考に、活発なまちづくりの検討を行っています。

会員数は80名で発足し、平成22年6月からは杉並区域から11名が会員となっています。現在、杉並区域は少数ですが、京王線の連立事業が進み始めていることで、協議会活動が活発になることも予想されるため、現会員が声がけして、会員をふやしていきたいと考えています。

今後は、隣接駅周辺のまちづくり協議会とも連帯し、上北沢らしさのまちづくり計画案の策定を目指して活動する予定です。平成23年4月をめどに、上北沢駅周辺まちづくり協議会のまちづくり構想の提案を世田谷区、杉並区の両区にしたいと考えています。以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、色々ご質疑もあろうかと思えますけれども、事務局から関連課も含めて補足的なことがありましたら、お願いしたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

鉄道立体担当課長

鉄道立体担当課から少々補足説明させていただきます。

当上北沢駅周辺地区まちづくり協議会は世田谷区の住民により設立され、まちづくりの検討が行われてきましたが、平成21年5月の協議会発足以前から、隣接する杉並の区域も一体となって検討することが必要とのことから、杉並区民もオブザーバーとして参加しております。

平成22年5月、正式に杉並の区域も会員として参加することになり、当協議会の会則を改定いたしております。当協議会では、会長初め会員の皆様方が熱意を持ってまちづくりの検討を進められております。まだ検討は始まったばかりでございますが、上北沢らしさが感じられるまちづくり構想が策定されるものと期待してございます。

また、杉並区では、京王線の下高井戸駅、桜上水駅、芦花公園駅周辺の各まちづくり協議会の支援も世田谷区と協力して行っております。ちなみに、芦花公園駅周辺地区まちづくり協議会につきましては、昨年10月に当審議会においてご審議いただき、認定してございます。

杉並区としましては、上北沢駅周辺地区まちづくり協議会の認定を行いまして、協議会とともにこのまちづくりを進めていきたいと考えてございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

ありがとうございました。

以上で地元の協議会からのご説明と関連課のご説明が終わりましたので、どうぞ自由にご質疑をお願いいたしたいと思います。

既に昨年、類似の芦花公園駅周辺だと思いますが、そして、やはり両区がうまく連携がとれるのかというあたりのご質疑がなされた上で「認定について異議なし」とされたことも思い出していただけたと思います。何かございましょうか。どうぞお願いします。

〇〇委員

1つだけ確認させてください。事務局のほうにお伺いすることかもしれませんが。

この活動名簿が添付されていますけれども、活動区域としては下高井戸一丁目の33番から41番という大変狭い地域になっています。この名簿上で下高井戸1丁目33番から41番に居住されている方は6名ということですけれども、そのほかの方は下高井戸の5丁目とか、4丁目に居住されておられますけれども、これは、この活動区域内に10名以上のメンバーがいることと別にそごはないということによろしいのでしょうか。

鉄道立体担当課長

下高井戸5丁目の方は活動区域において地権者ということで、お住まいの住所が5丁目でございます。残り4丁目、5丁目に何人かいらっしゃいますが、この方たちはこの駅も利用してございます。この地区のまちづくりに興味があるということで、この会にご賛同いただきまして、この会則にございます「会長が認める方」ということに則しまして会員になってございます。

〇〇委員

居住されている方と地権者を合わせて10名以上いるよということですね。

鉄道立体担当課長

そのほかにも、会長が認める方は会員として参加できます。

会 長

よろしゅうございますか。

こういう具合に両区にまたがって、ある目的で杉並区側の当該地区がかなり小さくならざるを得ないというときに、規則といいますか、そのルールの上、今のご質疑のような問題が起きることは今後もあるかもしれませんね。今回はその辺は特に問題ない、大丈夫であるということでありませぬ。ありがとうございます。

そのほかお気づきの点はございますか。よろしゅうございますか。

そのほか特にご質疑がないようでしたら、当該協議会の地元のご説明と担当事務局のご説明を了承して、上北沢駅周辺地区まちづくり協議会を市街地整備型まちづくり協議会に認定することに「異議なし」ということで

よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長

では、皆さん、「異議なし」ということで、ありがとうございました。

それでは、市街地整備型まちづくり協議会に認定することに「異議なし」と区長に答申することにいたしたいと思います。申請者の方、どうもありがとうございました。

次に、2番目の審議案件であります、「まちづくり上井草」協議会認定のご説明を担当事務局及び申請者からお願いすることになります。

なお、先の案件と同じように、名簿は個人情報に関係がありまして、傍聴の方にはつけていないということをお断りしております。ご了承ください。

それでは、まちづくり推進課長からよろしくお願ひいたします。

まちづくり推進課長 では、私からご説明させていただきます。

「まちづくり上井草」の認定申請が提出されております。これに伴いまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたしたいと存じます。

申請書類につきましては、資料1でございます。杉並区まちづくり条例施行規則第14条に規定しております要件につきましては、全て満たしております。また、まちづくり条例施行規則第12条にありますテーマ型まちづくり協議会の要件につきまして、事務局で要件を満たしていると確認してございます。

なお、参考でございますが、活動区域が示されてございますけれども、約82ヘクタールでございます。地域内の人口は約1万人程度でございます。

申請の内容につきましては、今日、申請者の方においでいただいておりますので、ご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長

では、申請者からよろしくご説明をお願いいたします。

申請者

代表の〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

まちづくりといっても、範囲が広いわけでございますけれども、私どもはまち並みづくり、特に道沿いの緑化を通じたまち並みづくりに取り組んでおります。申請書類にもありますように、私どもの会の一番の目的は、対象地区の「歴史や風土を活かしながら、地区外の人々も住みたくなるよ



うな魅力的で落ち着いたある、かつ賑わいのあるまちの形成を図るため、地区固有の資源を活用し、緑化や景観などに関する検討を行い、地区住民や杉並区にまちづくりの提案をすること」としております。

具体的な内容をお話しする前に、対象となる活動エリアをご説明させていただきます。冊子の見返しにあるマップの赤の点線で囲ってある地域が対象エリアでございます。千川通りと早稲田通りに挟まれたエリアになります。

まず、西武新宿線上井草駅とその周辺の上井草商店街、オレンジ色の点線であらわしてございますけれども、これを含んでおります。そして、早大ラグビーグラウンド、スポーツセンター、給水場、小中高の3つの学校と都立農芸高校の農場、その他幾つものパブリックな施設がございます。また、切通し公園、どんぐり山公園など、6つほどの小公園も含まれております。そして、黄緑色の点線であらわしてございますが、旧井草川遊歩道の源流ないし上流部分がすっぽりと入っております。

マップからもご確認いただけますように、対象エリアを含む上井草一帯の道路は大半が直角に交わっております。旧井草・井荻村村長の内田秀五郎氏の先進的な区画整理事業の成果でございます。この直線的な道路網とひたすら低いほうへ流れた水の跡である井草川遊歩道とのそれぞれの道の対照的な性格の違いに私どもは着目しております。また、この地図には表されておられませんけれども、この一帯には50メートルの等高線がありまして、甚だ起伏に富んでおります。

以上のような特徴を持つこのエリアこそは、私どもメンバーの多くにとってもまさに日常生活の舞台でもあることから、活動の対象に選びました。

ちなみに、会の活動への参加は、地区に住む者はもとより、それ以外の地区に住む方々に対しても常に開かれております。現在の会員数は25名でございます。

ところで、1つの根から幾本もの幹が立ち上がっている樹木の姿をご存じのように株立ちと申します。この株立ちの雑木を道沿いの家庭に植えることによって、連続性と奥行き感のあるグリーンベルトをつくらうという「かみいぐさ雑木みち project」活動が私どもの会を立ち上げる発端となりました。こうしたみどりの取り組みとともに、まち並みづくりの一環として駐輪対策用具やポスター、看板類など、色彩やデザインを改善するサイ

ン事業にも着手しました。

上井草を含む一帯ではかつて薪を生産しておりました。材料となるクヌギやコナラは 15 年ほどの周期で伐採されましたが、残された根からは複数のひこばえが伸びて、株立ちの姿となります。薪炭林としての雑木林は、長期間を周期とする言わば木の畑であったわけです。株立ちの雑木林の向こうに富士山が見え、夕日が沈むという風景は、生産の風景でもあり同時に、生活の風景でもあったと言えます。株立ちによるグリーンベルトづくりは、郷土の原風景を呼び覚ますという歴史的な意味もあることとなります。その意味で、屋敷林のケヤキの保全も視野に入れております。各家庭が雑木の株立ちの魅力とその効果に気づき、自主的にそれを植えることによって、上井草のまち全体を 1 つの庭のようにしたいものです。私どもはそのお手伝いをいたします。パブリックスペースに雑木の株立ちによる緑化を行うことは、効果的な呼び水になると思われまます。

会は毎月 1 回のペースで全体会を開催し、毎週月曜日には役員会を開いております。各地の事例見学にも頻繁に出かけております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

初めてのテーマ型で、大変意欲的な取り組みが始まっているやに伺いましたけれども、ご質疑の前に、事務局からさらに補足的なことがありましたら、どうぞお願いいたします。

まちづくり推進課長 では、私のほうから簡単に補足説明をさせていただきます。

先ほど〇〇様のほうから非常に詳しく活動の状況や思いにつきましてはお話がありましたので、これまで私どもまちづくり推進課を中心として〇〇様たちの活動をご支援してきましたものですから、簡単にご報告させていただきます。

今回、「まちづくり上井草」ということでご申請をいただいておりますが、平成 20 年、21 年、昨年度までの 2 年度間につきましては「かみいぐさ雑木みち project」という、先ほどお話のございました雑木みちをつくっていこうという活動に対して、私どもはまちづくり活動助成ということでご支援をさせていただいてまいりました。活動の計画を立てていただいて、年度の終わりには活動の報告をしていただくということで、2 年間、活動していただきました。

その中でも、まちの中に雑木をふやすというような活動、それから、そ

れ以外にも色々なサインをつくるとか、駅前に西武鉄道と協力をして新たに木を植えるというような活動を常に積極的に行われてまいりました。そういうのを私どもも拝見してきたわけで、是非次の進化として、テーマ型のまちづくり協議会という制度がございますので、そちらになっていただいて、引き続き区としても支援をさせていただきたいということで、これまでご相談をさせていただきました。

今回、ご審議をいただきまして、認定ということになりましたら、まちづくり協議会の支援ということで、向こう3年間、区としても新たに財政的な支援をさせていただく予定でございますので、何とぞご審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、どうぞ資料もたくさんございます。ご質疑のほどよろしくお願いいいたします。

私のほうから1つ、「Vinci (ヴィンチ)」というのは、ダ・ヴィンチがもとになっていると表紙に書いてありましたけれども……。

申請者

そうです。レオナルド・ダ・ヴィンチの「ヴィンチ」というのは、ヴィンチ村のレオナルドという意味だそうで、その「ヴィンチ」というのは「イグサ」という意味なのだそうです。それでは、その「イグサ」をいただくということで「Vinci (ヴィンチ)」という、これは商店街発行のフリーマガジンです。

会 長

商店街で費用負担されて。

申請者

そうです。ただ、編集とか企画を「まちづくり上井草」が担当しております、私、実は商店街の一員でもあるので、商店街の状況を何とかしなくてはいけないという中で、フリーマガジンを出そうと。そのフリーマガジンは、商店街の宣伝雑誌だと、今さらもう有効性はないだろうということで、住民と一緒にまちづくりを商店街でやろうと。そういう姿勢を皆さんに見ていただく中で、住民と商店街の接点をふやしていこうということで、まちの歴史をさかのぼってみたり、いろいろとまちづくりに関する企画を練ってやってきております。第3号まで出ております。

会 長

では、もう既に商店街とのコラボレーションが実際に進行しているということで、これは「振興組合」と書いてありますから、振興組合というのは

50 店舗以上ある場合ですか。

申請者

120店舗ぐらいございます。

会長

では、杉並の西北部では大きな商店街ですね。

申請者

大きいとは言えませんが。

会長

どうぞ、ご質疑がほかにもおありかと思えますけれども。

〇〇委員

雑木みちとされていますね。どんな雑木を対象に考えておられますか。

申請者

本来、雑木林というのは、薪炭林の場合ですと、クヌギ、コナラが主体だったりするんですけども、そこにエゴノキだとか、その他のものがちらほらと入るといった感じなんですけれども、用地が狭い、道と建物のわずかなスペースに植えなければいけないものですから、そんなに成長の早い木は植えられるわけです。常緑ですと、今のところ例えばソヨゴだとか、落葉樹ですとエゴ、アオハダ、アオダモ、モミジ、カエデ系統とか、成長の遅いものではリーフレットの山吹き色のページのところの種類が載っております。

あと、クロモジであるとか、比較的成長の遅い目のものを選びながら植えてございます。シロモジもあります。

会長

関連してでも、さらにでも結構ですけども、どうぞ。

〇〇委員

今までの実績を見せていただくと、非常に杉並らしいというか、株立ちに目をつけられたのはすばらしいと思うし、雑木みちもすごくいいと思います。すごく何か杉並のテーマ型のまちづくりのお手本みたいな感じがするわけですけども、例えば色使いなんかはかなり——こう言ってはちょっと生意気かもしれませんが、非常にレベルが高いというか、非常に品がいいわけですが、どなたかそういうご専門の方も中におられるのでしょうか。どんなやり方を進めておられるんですか。

申請者

私の生業がデザインなものですから、娘もメンバーの1人なんですけれども、こういう冊子類とかデザイン、紙面構成は私の娘が主に担当しております。

〇〇委員

先ほどの上北沢と比べるわけではないのですが、駅が立体化するというところで、外的要因でまちづくりというよりは、むしろ非常に自然発生的というのでしょうかね。内発的な感じもするし、とても本当にいい活動をされていますね。

申請者

ありがとうございます。上井草というのは何も無いようなところなので、私は実は引っ越してきてまだ5～6年ですけども、ただ、このエリアに学



ましたけれども、せいぜいあれは7万円とか10万円という金額だと思います。拝見すると、ものすごい活動をやっておられて、とてもたくさんお金が必要ではないかと思ひますし、これからも多分、相当な資金が必要じゃないかなと思うんですけれども、今後の資金手当てはどのように考えておられるのかなというのが2点目です。

それから、最後に3点目です。坂の名前をつけようというご提案がありましたね。あれを拝見すると、真ん中がお見合い坂で、東と西に分けて東一ノ坂、二ノ坂みたいな記号ですよ。それで、この坂道は大体が旧井草川に交わっていると思うんですが、みんな井草川の橋には名前がまだ残っていますよね。そういう古い橋の名前なんかを生かした坂道の名前にしたほうが、より親しみが持てるのではないかな。あるいはまた、地元に残っている字とか、そういう古い地名を生かした坂の名前にしたほうが何となく良いのではないかなという気がしまして、これは提案ですけれども、以上3点です。

申請者

では、最後のご提案ですけれども、これはほんの一案でして、せっかく規則正しくつくってある道なので、例えば架空に何番目の坂というような言い方であれば、非常に話が通じやすいのかなと。例えば京都のような、ああいふ条里制になっているものも1つの参考になろうかなということで、一案ですね。

それで、私も坂道に関して、例えば下落合のあたりをいろいろ見てきました。あちこち見たんですけれども、例えば中井、下落合あたりの坂は非常にうねうねと曲がっておりまして、坂の全体が見えないんです。ところが、上井草一帯の坂というのは、坂といっても比較的緩やかなんですけれども、何しろ道が真っすぐなものですから、下っていく道があって、そのまた上っていく道まで見えるんですね。

お見合い坂というのは例えばなんですけれども、向こうの遠くから来る人がお互いにもう見えてしまうんですよ。ずっと延々と見えながら行き違ふという、その辺から思いついた名前だったりします。例えば内田秀五郎氏の業績であるので、秀五郎坂であるとか、10年かかって昭和10年にでき上がったというような構想だったそうなので、10年坂であるとか、そういう方面からつけるつけ方もあるでしょうし、今おっしゃったような古い地名もいろいろ杉並区の資料もごございますので、そういうものを参考にして、

瀬戸原坂であるとか、どんぐり公園が近いからどんぐり坂であるとか、そういう色々愛称の候補を出して、皆さんのアンケートを取ったりして最終的に決めたいと考えております。

今年はちょうど「Vinci」で商店街とコラボしてマップを出そうということなので、せっかくならそれに間に合わせて名前をつけて、外から来た方はそういう名前なんだと思ってくださるので、そっちから逆に定着を図っていけないのかなと作戦を立てております。

それから、もう一つの資金面ですが、最初は自然発生的に、杉並「まち」デザイン賞をいただいたことが出発点になっております。個人的に私どもの建物とか、植栽とか、そういう賞をいただいたものですから、それは一般の住民の方々のノミネートを受けた格好なものですから、皆さんが気に入ってくださったのだったら、ぜひ積極的にこちらもやったり、皆さんにもご提案をしていこうということで始まりました。ですから、多少最初の思っただけで一生懸命動いた部分がありまして、かなり個人的に負担したりしたものもあります。

それから、私もカフェをやっているものですから、そこで寄附を募ったりしまして、そういうものをご報告しながら使ったりもします。それから、商店街に緑化係というのをつくっていただいて、商店街の予算を、商店街の負担でできる部分に関してはできるだけそれをお願いしたり、「Vinci」に関してはマンション業者さんが広告を載せてくださったりしたものですから、そういった費用を利用させていただいたりとかということです。あの手、この手でやっております。今後も何とかそのところを、行政がやっていただけることをできるだけこちらからお願いするようなことも含めまして、大きなことも手がけられればと思っております。

もう一つは、実際に会員といっても、会員であるからどうということだけではないんですけれども、地域の者だけという意味にはなっていないで、「等」という言葉も入っております、だけではないというニュアンスは一応にじませてあります。厳密に会員である、ないということで区別することはありません。

〇〇委員  
会 長

わかりました。ありがとうございました。

よろしゅうございますか。貴重なご質疑だったと思います。

そのほか、ございましょうか。

〇〇委員

私も、まちづくり活動助成の委員をさせていただいております、2年間、〇〇さんの活動を拝見させていただいて、2年間で終わってしまうのはすごく惜しいなと思って期待をされていて、今回出させていただいたので、私も上井草に住んでいるものですから、目に見えてパブリックデザイン、カラーコーンなんかも白になったり、バリケードもオレンジから白になったり、まちが変わっていくのがすごくわかって、ぜひ模範になってもらえるようなまちづくり活動をお願いしたいと期待をしております。

その中で、エリアですけれども、区で考えている景観のほうでも、あとマスタープランのほうでも、上井草ゾーンというのは4丁目のもうちょっと区界のところまで入って入って、環八のほうに入っていますね。ちょうど真ん中ぐらいですけれども、まず、その決めたエリア、その辺のところをどういうお考えで決めたのかということです。

あとは今後、区のほうと、景観条例とかもできている中で、今回、まちづくりのみどりの基本計画等もありますので、その辺のところをぜひコーディネーターの方とか専門の方に入ってください、ランドデザインをある程度、方針をもう一度考えて議論していただいて、進めていただくのもいいのかなと思いました。

申請者

エリアについては、実際は「かみいぐさ雑木みち project」に参加、協力してくださったお宅のポイントを示してありますけれども、かなりエリア外の方々も多いわけなんです。そういう申し入れといいますか、協力、お手伝いしてくれという話は必ずしもこのエリア内からだけではなく来ますし、極端な場合、他府県からご相談のメールをいただいたりしておりますので、そういうことに関しては別にこのエリアに限定するものではございませんので、1つの手がかりといいますか、余り欲張ってもいけないなと思いますし、これでも既に自分たちの能力に余る広さという部分もありますので、その点、今後に向けていろいろやっていきたいと思っております。

副会長

今のご質問に関連してちょっとお話を伺おうと思っていたのですが、私自身も杉並「まち」デザイン賞を受けられたときに、非常に杉並らしい、良い試みに対して賞が与えられたなというのを今でもよく覚えていまして、それがこういう形でまた、賞が1つのきっかけとなってこういう活動に展開されてきたというのは、そういう意味でも1つのモデルになるのかなと感じております。



1つお伺いしたかったのは、そのエリアの問題ということもありますし、また、まちづくりに参加される方たちのメンバーということに関連してなんですが、拝見すると、ここに結構学校があったりいたしますね。この中にも農芸高校の園芸のところとは連携をしたりというお話もされていますけれども、私自身は結構ここにこういう学校が小中高といろいろあったりする中で、できればその中に、そういった若い次の世代の方々を上手に取り込むような活動と言っているのか、仕組みと言っているのかわかりませんが、そんなこともちょっとお考えいただくと、ある種の環境、景観、まちづくり学習といいですか、それほど大げさなことではなくても、自然とそういうものを身近に感じて、まちづくりに、あるいは景観に関心を持って子どもたちがここで育ってくれば、非常に将来楽しみだなという気がするんです。特に学校があるということで、少しでも学校などと連携して何かやれたら、もっとさらにおもしろくなるかなと感じたものから、特に質問というよりは感想です。

申請者

ありがとうございます。実は農芸高校の造園科の先生に生徒さんたちを連れてきていただいたりして、お話し合いをしたりしたこともあります。ただ、雑木の手入れ、剪定のようなものは、本職の植木屋さんでもセンスのいい方とそうでない方みたいなことで、難しい部分もあるという話が先生からありましたけれども、その辺も含めて、今後はこの旧井草川遊歩道を舞台に雑木の手入れであるとか、そういったものが色々具体的にできるようになるといいなと考えたりはしております。ぜひ学校との連携も深めていきたいと思っております。小公園に若木を植えて、株立ちの萌芽更新を実現したいというのも1つのテーマになっておりますので、そういう場面にはぜひ小学生の方々、中学生の方々を加えて、一緒に見守っていきたいと考えています。

会 長

そのほか、どうぞ。

〇〇委員

非常にすばらしい取り組みだなと思って見ておりました。今のご質問にちょっと関連するというか、フィールドのことです。こちらの「まちづくり上井草」の中で雑木林の植樹ということで、今、割と線で展開しているのを公園という面を使って展開していくというのは非常におもしろいと思っています。

今後の活動になるのかもしれないんですけども、この雑木林の植樹、どんぐり公園とか、公園を使った植樹について具体的な活動内容とか、あ

とサポート体制ですね。先ほどの学校の方もあると思いますけれども、外部の方も多分環境教育とかをやっていききたいということで、今すぐく里山の管理は、ちょっと遠くまで行ってやるというのは多分どこの団体でも話題になっていると思うんですけども、こんな身近にこういうものがあるというのはフィールドとしての可能性を非常に持っていると思いますので、今どういう動きをされているのかということと展開の方針がありましたらちょっとお伺いしたいんです。

申請者

まだ色々と下調べの段階なんですけれども、結局、伐採されずにそのまま巨木化してしまっているものですから、今、胴切りしてしまったりすることに対して、もとの地権者に対していろいろ難しい部分もあって、伐採ということはなかなか難しいかなという気はしているんです。どの程度のあいているスペースが見つかるかということも含めて、どういうところにどの程度のものが植えられる余地があるかということを見当づけたりしているところなんです。

ただ、一方で防犯上の問題というのもあって、下枝とか、下に物陰ができることに対してはまずいのではないかというお声もあります。あと、アクティビティというのですか、子どもたちが駆け回れるようなスペースも残さなくてはいけないということで、どの程度の余地が残っているかは色々様子を見ているところです。中で一番候補に挙げられるのはどんぐり山公園であるとか、四宮公園あたりは純然たるスペースもないわけではないので、何とか萌芽更新をそこに実現していくということは試みたいと思っております。

特にこれは行政とのかかわりが大きいわけなんですけれども、ここからここが公園で、ここからこっちは道路だよというふうな、子どもが駆け出したりして危険ということもあるので、そういう境目がきちっとなっているとは思いますが、大人目からすると、そういうゾーンで割り切っていくのではなくて、公園に何か新しい若木を植えることがまちの景観をよくしていくという形になっていくといいなと。だから、はっきりした境目というものを可能な部分からなくしていったら、そういう運動がまちの景観をよくしていくというふうになればいいなと思っております。

会 長

そのほか、よろしゅうございますか。

テーマ型第1号でございますので、この審議会として、例えば「テーマ

型第1号として、その意欲と実績と今後の展開も含めて高く評価して認定していただきたい。」といったような、多少そういう言い方で認定することに「異議なし」ということでいかがでしょうか。さらに言えば、「なお、区域の範囲とか、学校関係者も含めた会員のあり方等について今後も検討をしていただきたいとの意見もあった」というぐらいにちょっと後段をつけてというようなことで、文案はまた事務局で整理していただきますけれども、テーマ型まちづくり協議会に認定することに「異議なし」ということにさせていただけたらと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。

むしろ今後、その成果を我々もよく勉強したいと思います。どうもありがとうございました。

申請者

ありがとうございました。

会 長

それでは、次の審議案件に移りたいと思います。

下高井戸駅周辺地区まちづくり構想についてのご説明ということですね。よろしく願いいたします。

まちづくり推進課長 では、私のほうから、まず、概要をご説明いたします。

まちづくり構想提案書が提出をされております。これに伴いまして区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いしたいと存じます。

提案書につきましては、資料3でございます。

杉並区まちづくり条例施行規則第21条に規定をされております要件につきましては、すべて満たしております。また、まちづくり条例施行規則第20条にあるまちづくり構想の要件につきましては、事務局のほうで要件を満たしているということで確認をしております。

対象区域の面積でございますが、杉並区の区域が約8ヘクタール、こちら世田谷区と隣接してございまして、世田谷区の区域が約42ヘクタールでございます。なお、参考まででございますが、エリアの人口につきましては約2,170人でございます。

引き続き、鉄道立体担当課長のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。

鉄道立体担当課長

私から、下高井戸駅周辺地区まちづくり構想の提案についてご説明させていただきます。

平成 22 年 7 月 20 日に、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会から杉並区まちづくり条例第 18 条に定めるところのまちづくり構想として協議会がまとめました「下高井戸駅周辺地区『地区街づくり計画』」が区長に提出されました。この提案を受けまして、本日、本審議会でご意見をお聞きし、当該提案を区の施策に反映することが適当であるかどうかを判断いたしまして、適切であると認めるときは区の施策に反映させるよう努めてまいります。

協議会活動のこれまでの経過でございますが、平成 17 年 10 月、世田谷区の下高井戸駅周辺の商店会が中心となりまして、協議会の設立準備会が設立されました。平成 18 年 10 月に世田谷区の住民による協議会が発足しまして、平成 20 年 4 月からは杉並区の住民も協議会に参加し、両区一体の協議会として活動を開始しています。平成 20 年 8 月には杉並区まちづくり条例第 14 条により都市計画審議会のご意見をお聞きして、協議会として認定いたしております。協議会全体の会員数は 100 名で、そのうち杉並の区域は 16 名となっています。

区は、協議会に対し、世田谷区と協力して活動費の助成や、検討会の際に職員がオブザーバーとして出席するなど支援をしてまいりました。協議会はこれまで概ね月 1 回のペースで運営委員会や検討会を重ね、約 4 年の歳月をかけてまちづくり構想をまとめ、この平成 22 年 7 月 20 日に杉並区長へ構想を提案いたしております。

提案されたまちづくり構想の内容について簡単にご説明いたします。お手元の資料 3 の 2 枚目をご覧ください。協議会区域図でございます。この太線で囲まれた区域がまちづくり構想の範囲になります。区界は点線で示していますが、杉並、世田谷、両区一体の区域として構想をまとめてございます。

とじている資料の最後、一番後ろになりますが、構想の概要版が掲載されております。まちづくりに関する提案の前に「京王線立体化に際して望むこと」として、京王線の鉄道連続立体交差事業やこれに関連する事業に際して、事業主体である東京都と京王電鉄には市民意見や要望を受けとめ、事業実施に反映させることや環境影響評価を適切に行うことを、また杉並区と世田谷区に対しては、東京都と住民との調整を担うことを求めています。

街づくりに関する提案では、まず、街の将来像が示されています。住宅地は「駅に近くて便利で、尚かつ環境にも恵まれた住み心地の良い住宅地」、商店街では「日常生活感を重視した交流や賑わいと活気のある商店街」と位置づけてございます。

その下の3番のみちづくり構想では、京王線の立体化と都市計画道路補助128号線の同時事業化、緊急車の通行可能な道路ネットワークの形成、商店街の通りではバリアフリー化・ユニバーサルデザインの徹底などが望まれております。

3ページをご覧ください。まちづくり基本構想図が示されてございます。ここで、青の部分が住宅を主体とした街並みづくりを進める部分で、黄色で示されている部分が商店を主体とした賑わいのある街並みづくりを進める地域としてございます。道路につきましては、点線で示した凡例のとおり、それぞれの道路が担うべき機能や性格を考慮した位置づけが示されてございます。真ん中に駅を中心として網かけされた円がございしますが、駅前の整備を進める範囲として、次の4ページ目に詳細が記されてございます。4ページに駅前広場や商店街の中核施設、商店街モールなどの整備についての考え方が示されてございます。

私ども所管課としましては、提案された構想をできる限り尊重し、施策に反映させるよう検討していきたいと考えてございますので、この後、ご審議のほどよろしく願います。私からは以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、これでご質疑に移ってよろしゅうございますね。どうぞ願います。

〇〇委員

2点ほどあるんですけども、27ページの「主に私たちは行政や関係機関に働きかけるもの」ということで、道路についてのことです。2点ありますけれども、1点、後ろの49ページですけども、カラー舗装化を推進したいということが書いてありますが、これも必ずしも道路にカラー舗装することが良いことかどうかは難しいところがありまして、一般的には安全のためということで塗り分けはされるようですけども、必ずしも安全に役立っているわけでもないようなことが現在調査やアンケートから出ております。むやみにカラー舗装化をする前にはいろいろ考えて、どうしても塗らなければいけないのか、塗る場合にも色調などもいろいろ考慮して塗っていただく

ようにしていただきたいと思います。

それから、27 ページも道路の整備のことなのですが、歩行者や自転車の安全のためには道路の整備というのはもちろんありますが、すぐに自転車レーンなどを塗る前に、どうも自転車の問題は自転車のマナーの問題が大変大きいということを伺っております。まず、自転車に乗る人のマナー、法律が最近改正されたようではありますが、その辺も徹底していないようですので、そちらのマナーの啓発のほうを先にさせていただいて、塗ればもうこれで安全対策をしましたというふうに簡単にはいかないと思いますので、その辺のところを考慮していただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

道路の安全確保の色々な内容についてお答えください。

鉄道立体担当課長 今後、私どもも庁内組織、関係各課が集まって検討してまいりますので、今いただいたご意見も参考にしながら検討を進めてまいります。

会 長 では、そういうことでよろしゅうございますね。

そのほか、今のようなご要望なども結構かと思えます。

世田谷線のほうは立体化しないから、駅を立体化したところからおりて、駅自体は2段につくられるということですね。

鉄道立体担当課長 おっしゃるとおりになると思います。

会 長 世田谷線自体は、ちょっとは変わるかもしれないけれども、基本的には今のままであると。

鉄道立体担当課長 はい。

会 長 色々なプロセスで、住民の意見、広聴・広報とかをされたことはわかりましたけれども、前、世田谷の小田急線のどこかでいろいろ異論があつて、協議会は自分たちの意見を聞いてくれないとか、かなりのことが決まってから出戻りのついでとか、あるいは不満を持たれる方々がいたりということがあつたような記憶があります。今回の場合に、その辺の住民の方々の広報・広聴、意見聴取などは円満に行われていると思つてよろしいですか。ここで結構であると全部認定しておいて、半年たつたらば非常な不満が噴き上がつてきたのですかという問題も含めてですけれども、いろいろ議論はあつたということですね。

鉄道立体担当課長 今回の協議会の構想策定に当たつて、ある程度の合意形成が図られていると考えてございます。ただ、意見募集に対しての結果を見ますと、これで完

全に周知が図られているということでもございませんので、今後、区の考え方をまとめる場合については、パブリックコメント等で周知を図ってまいります。

会 長 下北沢みたいなことになってしまうと、よかれと思うことがまた逆に非常に不満になっているということで、では、その辺はご留意いただけていると思いたいと思います。

どうぞ、そのほか関連して。

〇〇委員 この地域の駐車場の状況はどうなっているのでしょうか。

鉄道立体担当課長 完全に整備されている状況ではございませんが、今、協議会のほうで現状すぐに、緊急的というお話は出ていませんので、今後また区のほうで調査の上、検討していく課題の1つと考えております。

会 長 結構商店街がにぎやかですか。

副 会 長 そうですね。市場がります。

会 長 今までは車ではほとんど無理だったところが立体化で行きやすくなると、駐車場の問題が良くも悪くも出てくることは確実でしょうね。

鉄道立体担当課長 杉並区内を想定した場合に、線路の北側はほとんど車の進入ができないような細い道路ですので、駐車場についても現況はもう限られたところしかございません。今後、駅前広場等の検討の中で、コミュニティバスを乗り入れるとか、考えていきたいと思いますが、協議会としては歩行系の駅広には車の進入はそれほど望んでいませんので、最低限、コミュニティバスやタクシーが入れば十分というような考え方は持っておられると思います。

会 長 確かに杉並区分は5分の1ぐらいですね。主要商店街は世田谷ですね。しかし、コミュニティバスみたいなことになってくると、両区でどうするかとか、出てきそうですね。それも今度、自治の問題としても大事な事柄でしょうね。

ほかに特にご意見がなければ、下高井戸駅周辺地区まちづくり構想について「異議なし」とであると区長に答申するというので、今後、その内容については、今日出たご意見なども参考にして、区のほうでよろしくお進めいただきたいというようなことでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。

では、この件もそのようなことで、今後よろしくお願ひいたします。

それでは、もう一つ審議の案件でありまして、第 10 回杉並「まち」デザイン賞の表彰、よろしくご説明ください。

まちづくり推進課長 では、私から第 10 回杉並「まち」デザイン賞の表彰についてご説明させていただきます。

資料4に基づきましてご説明いたします。

なお、この第 10 回杉並「まち」デザイン賞の表彰につきましては、昨年の 21 年 10 月の本審議会で募集の報告をさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、杉並区の魅力的な景観づくりに貢献している建物、地域活動などを区民の方からご推薦いただきまして表彰するという事で、候補を今回選考させていただきました。その案件につきましてご意見を伺うものでございます。

目的は1番に記載してございますが、杉並の自然や歴史、環境に調和し、杉並らしいまち並みの形成に寄与している建物などを杉並「まち」デザイン賞として表彰する。そして、快適な都市景観に対する区民の意識を高めさせていただくことを目的としてございます。

対象につきましては4項目ございまして、一戸建てなどの建物、看板などの工作物、地域活動、そのほか「まちなみ」づくりに貢献しているものでございます。

応募状況でございますが、「まち」デザイン賞として 33 点、そして、今回初めてでございましたが、風景の写真をご応募いただきました。そちらが 88 点でございます。そのような応募の中から、今回、杉並「まち」デザイン賞の選考委員会を設置して選考をさせていただきました。その結果が4番として挙げている内容でございます。

まず、「まち」デザイン賞の候補でございますが、選考委員会の委員の皆様は現地を実際にご覧いただきまして、7点を選考していただきました。

1番の「柏の宮公園の田んぼ」から、7番の「ラベユ」まででございます。

この間、選考委員会終了後に所有者の方に、一応こういう賞をさせていただくということでご連絡をさせていただきました。その結果、2番の「久我山の住宅」、それから5番の「上井草の屋敷林」、2カ所の所有者の方からは、ご都合により賞について辞退したいということでお話をいただきました。それ以外の1番、3番、4番、6番、7番につきましてはご了解を得てございますので、区としては「まち」デザイン賞を差し上げたい



と考えてございます。

それから、風景写真の候補でございますが、こちらも応募写真から5点を選ばせていただきました。蚕糸の森公園の中の滝の前の風景を写された写真など5点でございます。

恐れ入ります。裏面をご覧いただきたいと思います。このような選考につきまして、選考委員として本審議会の委員でいらっしゃいます〇〇委員と〇〇委員を初め、〇〇様、〇〇様、〇〇様の5人で選考をしていただきました。選考委員会の日時につきましては、去る7月28日に開催をしているところでございます。

こちらの賞につきましては、今回、選考としてご了解いただければ、今後のスケジュールといたしましては、区として表彰するという決定をさせていただいた上で、11月に景観のほかの事業とともに受賞者の発表をさせていただきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

ご質疑に移りますけれども、その前に、〇〇委員、〇〇委員からも何かご感想なり補足があればよろしくお願いします。

〇〇委員

今ご説明があったようなことなんですが、審査の段階では3つの住宅みたいなものとか、いわゆる工作物と活動というものがあるって、それ以外というようなことだったんですが、さらに住宅と商業施設とか、範疇を少し整理しながら、当然、杉並区は住宅のまちですから、住宅の応募が多かったということがありまして、実際に選ばれたのも住宅が3件だったわけですが、結果としては残念ながら1つは辞退をされたということで、2件残ったということと、それ以外の商業施設は「ラベイユ」というハチミツ屋さんですね。それから、「西郊ロッヂング」というのは割と有名な建築物で、とっくの昔に景観賞をもらっていてもいいような建物だったんですが、経過はともかく、今回応募があったということで選びました。

それから、屋敷林なんかについても杉並特有の原風景ということで、我々としては是非ということではあったのですが、残念ながらこれもご辞退があったということで、結果として、今回非常に新しかったのは1番の田んぼですね。これはたしかもともとはどこかのグラウンドだったんですよ。そこが公園になったということで、ちょうど低くなっているところ

に住民の方が主体で——NPOか何かでしたかね。住民の方を中心にこの田んぼをつくっているということで、これはかなり全員一致に近い形で、おもしろい活動であるということと、景観的な意味等々でこれは選ばれたということです。

それから、3番の「浜田山の住宅」いうのは、これはどちらかというと新しい建築物の屋上緑化といいますか、屋根に緑化をしたり、そういうものとして、住宅の新しいものの中ではおもしろいということです。それと対照的になりますが、6番の「松庵の住宅」というのは昭和初期の様式的な建築、これも杉並の1つの特徴だと思いますけれども、杉並に今200以上の戦前の建物が木造で残っているんですが、その中のかかなり代表的なものということで選ばれたと。そんなことで、今回、5点になりましたが、審査会で議論の中で選ばれたという意味で、実際に我々は現物を見て選んだ訳ですけれども、審議よろしくをお願いします。

〇〇委員 初めて参加させていただきまして、審査員それぞれ、1点、1点の評価は違うところもあるんですけども、いいものという点で、こちらに決まったものは割と皆さんすんなり異論はなく、全員が良いということで決まりましたので、ほかにあったのではということはおうちの中ではありませんでした。

〇〇委員 この写真のことをちょっと触れたほうが良いと思います。

実はこの建築とダブったものが幾つかあったんですね。例えば大宮八幡とか、この高円寺なんていうのは、景観賞のほうからも実はエントリーされていたところもありまして、実際に見に行ったりもしたんですが、その中で多少バランスをとったという言い方は語弊があるかもしれませんが、景観賞のほうの作品として選ばれたものに対して、ここで落ちたというか、外れたものをむしろ写真で拾ったという部分が幾つかあったかと思います。そういう意味で、この組み合わせというのもなかなかおもしろいやり方だなという感じがいたします。補足です。

会 長 それでは、どうぞご質疑、ご意見、お願いいたします。

〇〇委員 杉並「まち」デザイン賞の1つの特徴だと思うんですけども、歴代の受賞物件を見ていると、戸建て住宅を中心とした比較的小規模な建築が非常に多い。これは杉並の特徴でもあるわけですけども、一方では大規模建築物がどんどん建っていく中で、そこに景観配慮の芽が広がっていかないと、景観形成という意味では難しい部分もありますが、応募案件自体にそういうも

のが少ないのか、質的に大規模なものが景観的なある一定のレベルを満たしていないものが応募されている状況なのかをお伺いしたいと思います。

まちづくり推進課長 応募は、自薦、他薦を含めて、〇〇委員がおっしゃる大規模というのは例えばマンションとかを想定されていらっしゃると思うと、やはりそういうのはほとんどない状況でございます。やはり古くからあるものとか、まちの中で何か光るものという点では、比較的小規模の目の届くものが多くいろいろ推挙されているのかなと事務局としては考えてございます。

〇〇委員 そういう応募は、自薦、他薦含めてなかったということですね。

ちょっと先ほど申し忘れたんですが、今回、本審議会に出た上井草のケースは、実は既に1回、先ほどおられた方の建物を含めたあるまちづくりが表彰されて、今回はそのまたちょっと別のところの同じ流れの中で推薦がありまして、かなり悪くないという評価があったんですが、ちょっと重複するかなということで外した経緯はありました。それは少し単体からまち並みという意味では、応募があったことはありましたけれども、おっしゃるように公共施設とか、マンションとかはなかったですね。

会 長 〇〇委員のご発言に関連して、次の報告事項のほうであると思うんですけども、景観計画とか、そういうのが動き出す時代になると、うんと褒めるやつ以外に、計画や指導にまずまずよくそれなりに対応してくれたというような、放っておいたらもっとひどかったけれども、景観計画が動き出したがゆえに、公共施設のどれかが、もっと頑張れるとは思いますが、それなりに頑張ったねという、そういうレベルの評価みたいなものもこういう枠組みの中なのか、外なのか、これから続々と景観計画に基づくいろいろな指導や勧告、誘導を相手が事業者や公共が受け入れてくれたものをもっとPRしていくような、そういう仕組みもあり得るかもしれませんね。そうすれば、大規模なオフィスとかマンションなんかも、わざわざ賞をあげるまではいかないけれども、努力は認められるみたいなものを見出していくのも1つのアイデアかもしれませんね。

あと、「西郊ロッジング」はもう極めて有名な、私も子どものころから変わっていないといつも通ると思うんです。営業しているのもえらいものだと思いますけれども、逆に言うと、これは都の文化財とか、そういう指定はまだ受けていないのでしょうか。特にそういう文化財系統の認定ですが。

まちづくり推進課長 国の登録文化財にこの間なったばかりでございます。

会 長

そうすると、かなり保全の可能性は大ですね。とはいえ、所有者の理由によっては取り壊せるわけですよ。ということは、逆に言えば、何かの公共的な手だてがどうあればいいかはよくわからないけれども、本当に文化財的価値を杉並区民が認めるなら、何か考えないと、持ち主の色々な事情は私は全く知りませんが、当然、既にもう何代かにわたっているわけですよ。戦前からあるわけですからね。文学作品にもたくさん出てくるし、多少気になりますね。

どうぞ、ほかに何か気がついたことをお願いします。

副 会 長

これはそんなに重要なことではないんですが、先ほどのご説明ですと、2つの候補が辞退されたということだったのですけれども、その理由は何かお話しされているのですか。といいますのは、多分その後、景観のこういう賞という話になってくると、歴史的なものもそうだと思いますけれども、個人的な財産に対して何かいろいろなことを所有者の方はお考えになるのだらうと思います。もしその理由があれば、今後もそういうことがいろいろ発生する可能性があると思いますので、もし教えていただければと思います。

まちづくり推進課長 今回、2カ所、「久我山の住宅」と「上井草の屋敷林」ということで先ほどご報告させていただきましたが、「久我山の住宅」は所有者の方もざくばらんに、管理のほうがなかなか行き届かないので、こういう賞をもらうのは辞退させていただきたいというような率直なお話でございました。その辺は所有者の方のお気持ちを優先させていただきました。

それから、「上井草の屋敷林」につきましては、こちら私どもも拝見しまして、とても見事な屋敷林でございまして、実は今回、こういう候補に上がる前から地元でも知られておりましたし、ほかのときにも取り上げられていたところだったのでございますが、持ち主の方もこれまでもいろいろと取り上げられて、認められているということもあって、今の段階で賞をいただくのは控えさせていただきたいという、そのようなニュアンスでございました。私どもも正直言いましてちょっと残念だったのでございますが、これ以上、賞を差し上げて何かできるということもございませんので、ご本人のお気持ちを尊重させていただきました。

〇〇委員

審査会でもその話が以前幾つかあったという話が出ましたよね。そのときのご説明では、例えばこういう賞に名前が載ると見学者が来て、プライバシーが少し侵されるとか、そういうたぐいのご心配があるというのがちよっ

と出ましたよね。今回、幸いにして、本当は5点ぐらい選ぼうとしたんですが、少し余裕を見てやっておこうというのが結果としては2点あったということで、多くてもいいという区のご判断はありましたが、結果はオーライということになりました。

まちづくり推進課長 補足させていただきます。ほかの方においでになられたら困るとか、賞に対して困るというようなことではなかったかなと私どもは受けとめております。あくまでもソフトに、やわらかくご辞退をされたというような感じでございました。

副会長 強い拒否反応ということではないんですね。

まちづくり推進課長 そうでございます。

会長 ほかに何か、せっかくの機会ですから。よろしゅうございましょうか。新しい仕組みに移って最初という理解でよろしいわけですね。

まちづくり推進課長 はい。写真は初めてです。

会長 そうですか。順調に審査と、いい結果が出たことをもって承認ということかと思えますけれども、いろいろ議論にあったように、褒めるということを通じてさらなるいろんな課題が見えてきたわけですので、その辺はまた担当課でもいろいろと議論いただいて、多分、賞の枠に入らない、とどまらないあたりがいろいろきつと議論の的になってくるのでしょうか。それでは第10回杉並「まち」デザイン賞の候補について「異議なし」ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上で審議の案件は終わりです。よろしゅうございますね。

では、以下は報告の案件になりますので、順次お願いいたします。

まちづくり推進課長 引き続きまして、私のほうからご報告をさせていただきます。

まず、資料5に基づきまして、杉並区景観計画についてご報告をさせていただきます。

杉並区景観計画につきましても、本審議会で諮問をさせていただきました。ご意見を承りました。そして、そのときにも簡単にご説明をさせていただきましたので、詳しいご説明は割愛させていただきます。

昨年、杉並区も東京都の同意を得まして景観行政団体になり、景観条例をつくり、そして景観計画を検討してまいりました。昨年の12月10日に

本審議会でご答申をいただきまして、その後、1月19日の都市計画審議会にも諮問をいたしまして、異議がないとのご答申をいただきました。

その間、ご意見が多少ございましたものですから、都立善福寺川緑地などの公園を景観重要公共施設に入れるとか、地域特性を示した部分で大学などを加えたほうがいいのではないかというご意見がありまして、若干の修正を加えて完成させることができました。この2月に計画につきまして区として決定をさせていただきまして、4月1日から景観法に基づく告示をいたしまして、去る6月1日から運用を始めてございます。

その途中で、委員の皆様には5月に景観条例ほかの資料を郵送で送らせていただいたかと思えます。既にある程度お目通しかと思えますので、詳しい説明は省略させていただきます。

現在までの運用状況を簡単にご説明申し上げます。

まず、事前協議でございますけれども、大規模建築物の事前協議につきましてはこれまで3件協議をいただいております。また、公共施設の整備につきましても、3件の事前協議を処理しております。これは後ほど各専門部会の報告でご報告をする部分がございますので、後ほど詳しくご説明を申し上げます。

また、行為の届出につきましても、9件の届出を受けて現在処理をきている状況でございます。

なお、最後に、景観計画などの資料につきまして郵送させていただきましたが、本来、本審議会の総合資料という位置づけで、去年、様々な資料を配らせていただきましたが、それと同じような位置づけにさせていただきたいと思っております。今日恐らくお持ちいただいている方もいらっしゃるかと思えますけれども、もし今日お持ちになっている委員の方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが、そういう「総合資料」という表示をせずにお送りいたしましたので、今日箱を用意してございますので、こちらの区のほうに置いていただければ、「総合資料」という処理をさせていただきたいと思えます。シールを張らせていただきます。

恐れ入りますが、今日お持ちでいらっしゃらない委員の皆様には、次回以降は「総合資料」という位置づけで、以前に配りました都市マスタープランなどと同じような、今後、審議をするに当たって、基礎的な資料ということで景観計画などを使いたいと思っておりますので、もしお持ちい

ただけるようであれば、次回以降、ご持参いただければと思います。大変重いものでございますので、事務局のほうでも用意することも可能でございます。次回以降、事務局のほうに言っていただければ、もうワンセットこちらのほうにご用意いたします。不手際で大変申し訳なかったのをごさいます。景観計画はご意見も承った上で運用を始めましたので、ご報告をさせていただきます。

景観計画については以上でございます。

会 長

運用状況で言うと、1カ月半にこれだけ出てきたと。事前に相談が当然あったのですが、かなり動いたということですね。

この景観計画はどうでしょうね。特に今日見えている委員さんは参考資料としてご自宅にも、あるいは研究室にも置いておきたいというご意向もきっと強いと思うので、部数的に大丈夫ならば、むしろそれは個人に預かっていただくという前提で、こちらの箱には入れていただいたらどうでしょうか。みどりの基本計画ぐらいになると、ここにとりあえず今日入れておいていただいて、特に個人的に、あるいは研究上必要だという方は申し出ていただくことで良いと思います。長年の審議の結果でもありますし、事務局にそのようにお願いしたいと思います。

まちづくり推進課長 わかりました。次回の審議会のとしまでに番号を振って、計画などをご用意させていただきます。

会 長

続きのご報告をお願いします。

まちづくり推進課長 本審議会と別途設置をさせていただいております土地利用専門部会と景観専門部会の調査審議の経過、その結果につきましてご報告をさせていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。

1枚目は土地利用専門部会でございます。まず、上段のほうから、平成21年度第1回の土地利用専門部会につきましては、3月23日に開催をしております。こちらにつきましては、大規模土地取引行為につきまして諮問をさせていただいたものでございます。なお、こちらにつきましては土地利用専門部会自体が非公開で開催してご答申をいただいているわけでございますが、その内容といたしまして、まだ公開ができる段階ではございませんので、案件の詳しい内容、それから答申をいただいた内容につきましては、今後、土地利用構想が出てまいる予定でございますので、そうな

りますと公になるものになりますので、土地利用構想が提出された段階で本審議会にも内容をご報告させていただきたいと考えております。

2件目でございます。下段でございますが、22年度第1回の土地利用専門部会でございます。こちらは7月1日に実施をいたしまして、案件といたしまして同じく大規模土地取引行為について諮問をさせていただきました。こちらにつきましては、届出人が阿佐谷住宅の建替え組合でございます。そして、ご審議をいただきまして、答申といたしましては、こちらの阿佐ヶ谷住宅の建替えにかかわります成田東4丁目（阿佐谷住宅）地区計画に従うとともに、杉並区都市計画審議会の附帯意見に十分に配慮することなどの答申をいただいております。なお、こちらにつきましては、既に土地利用構想の届出が出ております。そういう状況でございますので、今回、専門部会での案件の内容とご答申の内容をご報告させていただきました。

続きまして、景観専門部会のほうのご報告をさせていただきます。

平成22年度第1回の景観専門部会でございます。こちらは5月25日に実施させていただいております。案件は3件ございまして、いずれも公共施設の整備に係る事前協議でございます。

1件目が神明中学校の外観の色彩の変更につきましてご審議をいただきました。こちらにつきましては神明中学校の外観ということで、既存の色彩を踏襲するという方針で異議がないということでございましたが、周りの神社などと隣接をしてございますので、明るさなどについて抑えるというようなご意見をいただいております。

それから、(2)として、杉並第四小学校の外観の色彩の変更でございます。こちらにつきましてもご答申をいただいております。杉並第四小学校の外観につきましては、校舎の中に月をかたどった部分がございます。直接授業とかには関係ないところなのでございますが、その色合いにつきまして、アクセント色について使用頻度面積を超えているということで、いわゆる基準を超えているような状況で協議をしたものですので、基準に合うようにすることというご答申をいただいております。そのほか、参考意見としまして、中庭のピンク色についても基本色として使える内容にするようにということ、それから、日本の伝統色を生かすというようなご意見をいただいております。なお、月の色の部分につきましては所管課と



も調整をいたしまして、基準内におさまるようにしてございます。

次に荻窪駅北口の広場整備でございます。こちらにつきましては、答申としては異議なしということでございますが、参考意見といたしまして、駅前広場でございますので、中央部分にシンボルツリーが立つわけでございます。それを生かして、シェルターという屋根がバス停のところにつくわけでございますが、シェルターを軽く、柱を細くというご意見をいただいております。それから、荻窪でございますので、荻窪らしい広場全体の景のあり方を検討していただきたいというようなご意見をいただき、関係所管課とも調整をしていただきたいということで、現在調整をいただいているところでございます。

第1回目は以上でございます。

続きまして、第2回目の景観専門部会でございます。こちらにつきましては7月26日に実施をしてございます。こちらは大規模建築物の建築に係る事前協議でございます。

まず1点目が、永福でございます明治大学図書館棟の改築でございます。こちらの明治大学の敷地内に大学図書館を改築するというところでございますが、ご答申としては異議なしということでございます。

参考意見といたしまして、そのすぐそばを玉川上水公園がございますので、そのみどりなどを配慮していただきたいということで、3点ほどご意見をいただいております。

それから、2番目でございます。下段のほうでございますが、京王電鉄富士見ヶ丘車両基地定期検査工場の外壁の改修でございます。

こちらは、富士見ヶ丘の車庫の中に建っております検査工場の建物についての外壁の変更でございます。特にご答申としては異議なしということでございますが、屋根の色につきましては現在の計画より明度を低くするようというということで、線路を挟んだ反対側の住宅からの見え方について配慮するようなご意見をいただいておりますので、事業者のほうに伝えてございます。

それから、最後でございますが、5番目に成田東5丁目の共同住宅の新築でございます。こちらは、青梅街道に面したいいわゆるマンションでございます。答申といたしましては異議なしということでございますが、参考意見といたしまして、青梅街道の南側のマンションでございま

して、そのマンションの南側のほうには住宅地がございますので、その住宅街からの見え方に配慮していただきたいということでご意見をいただいております。現在、第2回目の景観専門部会のご答申につきましては、事業者のほうにお伝えして、配慮してもらうような形で伝えてある状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

条例運営が大変複雑な仕組みになっているので、担当事務局も随分大変なことだと思いますけれども、無事、順調に運用が開始されたようであります。

両部会にこの中にもご関係というか、そちらを兼ねている委員の方もいらっしゃるように思います。補足も含めて、何かご質疑ありでしょうか。

〇〇委員

私は景観専門部会のほうにかかわらせていただいているんですけども、今のところ公共3件、民間3件という形で、特に公共のほうは色の塗りかえを中心に、比較的軽易なものが多かったように思うんですけども、この専門部会が諮問を受けて答申をお出しするという形になっていまして、どうもちょっとそこに難しい面があるように感じています。非常にオフィシャルな文章としてお返ししなければいけないところもあって、建築のディテールにかかわる部分とか、具体的な個別の色彩にかかわる部分をなかなかメッセージとして相手に直接お伝えしにくい状況にあるようにも感じています。

この中で、基本的には全部異議なし、それから参考意見という形で意見を附帯してお出しする形になっているんですけども、これは事業者の方がどう受けられるかによるんですが、恐らく「参考意見」という表現になったときに、こちらが要望していることが非常に軽く見られてしまうような気もするのではないかとちょっと懸念しています。ただ、全ての案件について事業者の方、あるいは公共施設の担当部課の方がお見えになっていますので、その点はかなり具体的な個別な意見というのも伝わっているのかなと思いますけれども、何かこの参考意見という部分、この扱いがもう少し重みづけがあるような仕組みになると、より効果が増すのではないかなと感じています。

会 長

確かにそういう面があるように思います。実際、運用しながら、より実効力のある、良い仕組みに行くほうがよろしいわけですので、今日のところは

実際にご担当になってそういう感想を持たれたと。せめて「要望事項」とか「要請事項」とか、条例自身や規則の改正を経なくても済むけれども、何かもうちょっとメッセージ性が高いようなやり方はあるかもしれませんね。その辺は大変、景観問題の基本的な点に思います。

そのほか、何かお気づきの点はございましょうか。

いずれ都内でも景観条例の運用についてとか、景観計画の運用についてとか、関係する先行されている区市で一緒に意見交換を行政側でもするような機会が割と早い時期に必要なかもしれませんね。何も統一する必要はありませんけれどもね。

都市整備部長

今のご意見は、今日は会長のご配慮で承るということにさせていただきたいと思いますが、1つの考え方としては、表現を変えただけで良いという問題だけではないと思います。「参考意見」というよりは、あるいは「附帯意見」、基本的には異議がないけれども、こういう意見を附するというふうにすることも1つ考えられます。

会 長

つながっていれば意味があるけれども、1回これは結構であると言っておいて、「なお」というのがちょっとね。

都市整備部長

少し今日はお話を受けとめさせていただいて、より良いものにこれからはしていかなければいけませんので、色々なご意見を聞きながら、どこかでは検証をして、改正するようなときもあると思いますので、今日は承らせていただきます。

まちづくり推進課長

会長からのほかの自治体との交流というか、意見交換でございますけれども、景観条例などを既に施行し、景観計画も制定をした都内の区市に対しては東京都の景観の所管が声をかけて、景観課長会というのを昨年からは設置しております。これまで2回ほど集まって、やはりお互いそれぞれ経過もございますし、歴史も違って、ただ、苦しんでいることはかなり近いなということで、どちらかというとならば後発ではございましたので、色々な自治体の苦労話なども含めて色々聞かせていただいているところです。

今、都市整備部長からもお話をさせていただきましたが、ほかの自治体などもどういうふうなことで対応しているかを少し勉強させていただきました。また土地利用専門部会長、景観専門部会長ともご相談させていただきました。実効性のある形でご答申をいただいて、それを事業者に伝えられるように引き続き考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいた

します。

会 長

どうぞよろしく申し上げます。

なかなか大変ですよ。中心になるまちづくり推進課が思いを込めてやっても、さらに建築指導とか、道路とか、それぞれの部局にとってみては、またそれがそれぞれの中での仕事になってくるわけですからね。その辺、大変だとは思いますが、ぜひ順調にいけると良いと思います。

そのほか、今のご報告に関して何かございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもって予定された議案は終了したとさせていただきます。よろしいですね。

ありがとうございました。

それでは、その他、連絡事項がございましたら、よろしくお願ひいたします。

まちづくり推進課長 では、私から報告させていただきます。

まず、ご審議どうもありがとうございました。今日は4件、ご答申もいただく形になりますので、事務局のほうで整理をさせていただきます。会長とご相談をさせていただきたいと思ひます。

次回でございますが、平成 22 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会につきましては、現在のところ予定はございませんので、審議内容あるいは開催日時が決まりましたら、皆様にご連絡をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

各委員からさらに何かお気づきの発言がございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ほぼ時間になっております。ちょうど定刻に終わることができました。

それでは、これで平成 22 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでございました。

— 了 — (15 時 53 分)